

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ（令和7年度No.11）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 パートナーシップ構築宣言について

別添2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について

別添3 特定生産性向上設備等投資促進税制の周知について

全警協発第17号
令和8年1月20日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

パートナーシップ構築宣言について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁及び中小企業庁から、別添文書のとおり協力依頼がございました。

サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すことを目的とする「パートナーシップ構築宣言」につきましては、加盟企業の皆様には積極的にご参加いただいているところ、振興基準が改正され令和8年1月1日に施行されたことに伴い、パートナーシップ構築宣言のひな形についても同日付で改正されました。

つきましては、既に宣言いただいている企業様におかれましては、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の更新および宣言内容の適切な履行実行について、また、未宣言の企業様については、新しいひな形での宣言をご検討いただきたく、管内加盟員各位に対し広く周知下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

■ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/>

一般社団法人全国警備業協会会長 御中

事務連絡
令和8年1月

パートナーシップ構築宣言について

警察庁生活安全局生活安全企画課
中小企業庁 事業環境部 取引課

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。皆様の御尽力により、宣言数は8万社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

皆様の御尽力により、「パートナーシップ構築宣言」は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

さて、この度、令和8年1月1日付けでパートナーシップ構築宣言のひな形を改正いたしました。パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や振興基準・望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組です。

パートナーシップ構築宣言では振興基準の遵守についても宣言いただいているが、振興基準が改正され令和8年1月1日から施行されることに伴い、パートナーシップ構築宣言のひな形についても同日付で改正いたします。また、新しいひな形については令和8年1月1日から御利用いただけますが、12月中旬で公表要領が改正されたことも踏まえ、宣言企業の皆様におかれでは、適時、新しいひな形で「パートナーシップ構築宣言」を更新いただき、宣言内容を適切に履行していただきたいと考えております。

つきましては、貴協会におかれでは、既に宣言いただいている会員企業様へ、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の適時の更新及び宣言内容の適切な履行実行について呼びかけをお願いいたします。また、まだ宣言されていない会員企業様へは、新しいひな形での宣言を御検討いただくよう、合わせて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2026年1月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。

3. その他（任意記載）

- （例）直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- （例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- （例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

- (注) 「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。
- (例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。



パートナーシップ構築宣言 ひな形改定に伴う想定FAQ (関係者配布用)

2025年12月

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新のタイミング

分類	問い合わせ内容	回答
更新のタイミング	【2026年1月1日より前】 新しいひな形は、事前にホームページから更新をかけてもよいのか。その際に、更新日はいつにすればいいのか。	事前に更新をかけていただいて構いません。2026年1月1日以降、順次ホームページにて公開します。また、更新日は2026年1月1日としていただいて構いません。よろしくお願ひいたします。
更新のタイミング	【2026年1月1日より後】 ・ 今すぐ更新したい。 ・ いつから変更すればいいか。 ・ 改定日から遅れてしまったがこれから更新でも問題がないか。	更新はいつでも問題ございません。なお、更新の際は、新しいひな形を御利用いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

2

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	・ 更新をしなくてはならないのか。 ・ ひな形改正メールが届いたが、更新は必須なのか。 ・ 先日更新をしたばかりだが、再度更新するべきなのか。	今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言ひな形についても改正されることから、宣言企業の皆様には2026年1月1日以降の更新をお願いしているところです。何とぞ御検討・御対応ください。
更新内容	更新方法を知りたい。	ポータルサイトの「登録方法」のページを御参照ください。
更新内容	更新日はいつにしたらよいのか。	現在の宣言の宣言日の下に更新日を併記してください。また、ポータルサイトのFAQの問5-1を併せて御参照ください。 【2026年1月1日より前】2026年1月1日としてください。 【2026年1月1日より後】貴社においてポータルサイト上で、実際に更新申請を行う日以降の日付けを御記載ください。
更新内容	更新のため申請をしたが、いつ掲載されるか。	<ul style="list-style-type: none">申請順に内容を確認の上、掲載手続を行っております。通常は10日程度で更新を行いますが、当面はひな形等の改正に伴い更新数が増加することが予想されるため、通常よりも御時間頂戴することになる見込みです。あらかじめ御了承ください。なお、申請の「受付」が完了した際は自動返信メールにてその旨通知しておりますので、メールが届かない場合は、（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802まで、お問い合わせください。
更新内容	メールに記載されているアドレスに担当者変更のメールを送ったが返信が来ない。	（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802へお問い合わせください。

3

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	ポータルサイトから登録作業をしたが、登録完了メールが届かない。	登録・公開完了の際は特段の御連絡は行っておりません。通常10営業日程度で作業完了となりますので、ポータルサイトにて公開されるまでしばらくお待ちください。
更新内容	更新しようとしているが自社の宣言文がみつからない。	ポータルサイトの右上にある「登録企業リスト」内にある、「企業名で検索」から検索をお願いいたします。なお、その際は、社名はひらがな/カタカナを正確に区別して入力・検索してください。
更新内容	更新をしなければ、今の宣言（古いひな形）は無効（抹消）になるのか。	更新を行わなかったとしても宣言は無効にならず、また、更新を行わなかったことにより事務局において抹消等を行うことはありません。一方、今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されることから、宣言企業の皆様には2026年1月1日以降の更新をお願いしているところです。何とぞ御検討・御対応ください。
更新内容	今回のひな形の改正はどのような点について改正が行われたのか。	今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されます。また、あわせて、ひな形制定時（2020年）からの時代変化や運用上の課題を踏まえた改正も行っております。 具体的には、サプライチェーンとの連携、テレワーク導入とBCP、振興基準全体の遵守、法改正に伴う用語の変更がございます。

4

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	サプライチェーンとの連携はどのような背景で改正されたのか。	振興基準前文において、「サプライチェーンの深い層」も含めて、サプライチェーン全体の共存共栄の必要性を謳うこととなつたためです。
更新内容	テレワーク導入とBCPが個別項目に移っているが、なぜか。	現行ひな形の定型部分にある「取引先のテレワーク導入やBCP策定の助言等の支援」の記述について、制定当時はコロナ禍中であったものの、現在は状況が変化したため、テレワーク導入支援等について、定型部分からは削除し、各企業がサプライチェーンの共存共栄を目指して取り組む事項として選択して記載する個別項目に盛り込むこととしたものです。
更新内容	法改正に伴う用語の変更はあるが、どの用語が変更となったのか。	「下請」等が含まれる用語を、振興法においても以下に改正したため、ひな形もそれに倣い、改正しています。 ・「下請中小企業」 ⇒「受託中小企業」 ・「親事業者」 ⇒「委託事業者」 ・「下請中小企業振興法」 ⇒「受託中小企業振興法」
更新内容	振興基準全体の遵守として改正されたが、どのような背景があるのか。	現行ひな形は、振興基準を一部抜粋・要約し、ひな形に直接記載をしているところ、直接記載部分のみ遵守すればよいとの誤解から、振興基準に反する記載に修正して申請を行う企業も見受けられるためです。
更新内容	振興基準の遵守の重点5課題が消えているが、守らなくてもよいということなのか。	新たなひな形では、今回の法改正により企業による振興基準全体への理解が更に重要なことから、振興基準全体を遵守することとしており、重点5課題についても引き続き遵守の対象となります。 さらに、事業者に振興基準の理解を徹底させるため振興基準の内容を理解した上で宣言いただくこととしています。

5

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

賃上げ促進税制

分類	問い合わせ内容	回答
インセンティブ措置	賃上げ促進税制を活用するに際して、マルチステークホルダーにパートナーシップ構築宣言のURLを記載する必要があるが、宣言を更新した場合マルチステークホルダーも再提出の必要があるか。	パートナーシップ構築宣言の更新をするとURLが変更となります。マルチステークホルダー方針においては、パートナーシップ構築宣言のURLを含む本文について変更があった際は、その旨についてマルチステークホルダー方針の変更届の提出が必要となります。「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」を御確認の上、提出をお願いいたします。なお、既に確定申告を終えているか否かで変更届に対する取扱いが変更となります。確定申告を終えている企業様におかれましては、賃上げ促進税制のコールセンターにお問合せください。 ※税制サポートセンター〇全企業向け税制・中堅企業向け税制tel:0570-078-117
インセンティブ措置	賃上げ促進税制を受けるためにパートナーシップ構築宣言をしている。ひな形を更新しないと賃上げ促進税制を適用を受けることができないのか。	マルチステークホルダー方針においては、旧ひな形と改正ひな形のいずれでも有効でございます。

全警協発第18号
令和8年1月20日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の
周知について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年11月29日に内閣官房および公正取引委員会より公表されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費転嫁指針」といいう。)に関しましては、これまで当協会においても様々な機会を通じて周知を図ってまいりました。

この度、労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(通称: 取適法)を踏まえて記載内容の見直し、その他所要の修正が行われ、「労務費転嫁指針」が改正されたことから、警察庁より、別添文書のとおり改めて「労務費転嫁指針」の周知依頼がございました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが、管内加盟員各位に対し、改正された「労務費転嫁指針」の内容をご周知いただくとともに、価格交渉にあたっては、先般改訂いたしました「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」および、2種類のリーフレット「警備業における適正取引の推進」「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」を積極的にご活用いただき、適切な価格交渉を行っていただきますよう、併せてご周知をお願い申し上げます。

謹 白

(参考)

- ・警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

【URL】

https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/09/voluntary_action-plan_r7.pdf

【QR コード】



- ・リーフレット「警備業における適正取引の推進」

【URL】

https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/10/voluntary_action-plan2.pdf

【QR コード】



- ・リーフレット「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」

【URL】

<https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/health/promotion/tekiseitorihiki-leaflet-a3-3.pdf>

【QR コード】



- ・資料集

【URL】

<https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/health/promotion/tekiseitorihiki-shiryousyu.pdf>

【QR コード】



令和8年1月16日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警 察 庁

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知について（依頼）

平素より警察行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、公正取引委員会と内閣官房では、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費転嫁指針」という。）」の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行された下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律を踏まえて記載内容の見直しを行い、併せて、その他所要の修正を行うこととし、労務費転嫁指針を改正しました（令和8年1月1日付）。

改正労務費転嫁指針について、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、貴協会におかれましては、都道府県警備業協会を通じ、加盟事業者に周知願います。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html

以 上

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月29日

改正 令和8年1月1日

内閣官房

公正取引委員会

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

第1 総論	1
1 はじめに	1
2 労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方	1
3 本指針の性格	1
第2 事業者が探るべき行動／事業者に求められる行動	3
1 発注者として探るべき行動／求められる行動	3
★発注者としての行動①	3
★発注者としての行動②	5
★発注者としての行動③	7
★発注者としての行動④	10
★発注者としての行動⑤	11
★発注者としての行動⑥	12
2 受注者として探るべき行動／求められる行動	15
★受注者としての行動①	15
★受注者としての行動②	16
★受注者としての行動③	17
★受注者としての行動④	18
3 発注者・受注者の双方が探るべき行動／求められる行動	20
★発注者・受注者共通の行動①	20
★発注者・受注者共通の行動②	22
第3 今後の対応	22
別添（価格交渉の申込み様式（例）	24

以下省略



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 の改正について

令和7年12月
内閣官房
公正取引委員会

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。
(政労使の意見交換 令和6年1月22日)

これまでの経緯

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）（2025年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策（抜粋）（2025年11月21日閣議決定）

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

（価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進）

中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知広報を徹底するとともに、同法を厳正に執行する。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を改正する。

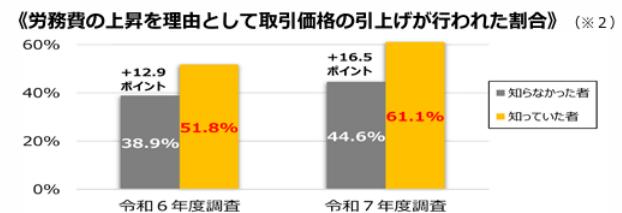
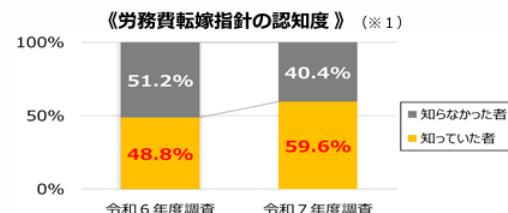
2

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果



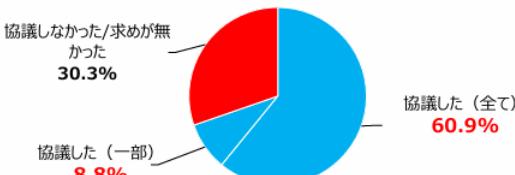
- ✓ 労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。
- ✓ 発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、全ての商品・サービスについて価格協議をした割合が60%強となっており、労務費に係る価格協議は進展している。

① 労務費転嫁指針のフォローアップ



② 価格協議の状況

《労務費に係る価格協議の状況》（※3）



（※3）受注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。
全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）

3

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正のきっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

4

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1~2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）**に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められないなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、**協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

5

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動	発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動
<p>★行動①：相談窓口の活用</p> <p>労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。</p> <p>発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。</p>	<p>★行動①：定期的なコミュニケーション</p> <p>定期的にコミュニケーションをとること。</p>
<p>★行動②：根拠とする資料</p> <p>発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。</p>	<p>★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管</p> <p>価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。</p>
<p>★行動③：値上げ要請のタイミング</p> <p>労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。</p>	<p>今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none">内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に関知活動を実施してきたところ、引き続き、本指針の周知活動を実施する。公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。 <p>また、事業者が匿名で情報を提供できるフォームを作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。</p>
<p>★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示</p> <p>発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその後の取引先における労務費も考慮すること。</p>	

6

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）③

追加した主な取組事例
<p>★発注者として採るべき行動／求められる行動</p> <p>① 経営トップの関与</p> <ul style="list-style-type: none">パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】 <p>② 定期的な協議の実施</p> <ul style="list-style-type: none">毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】 <p>③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること</p> <ul style="list-style-type: none">転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】 <p>④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none">受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】 <p>⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと</p> <ul style="list-style-type: none">受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】 <p>⑥ 必要に応じ考え方を提案すること</p> <ul style="list-style-type: none">協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

7

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）④

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県の「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトにリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

The screenshot displays the 'Price Negotiation Support Tool' for Saitama Prefecture. The main interface shows four line graphs for 'Rice', 'Sugar', 'Vegetable Oil', and 'Condiments'. Each graph tracks price movements from January 2021 to December 2022, with specific percentage increases highlighted (e.g., 134.8% for rice, 37.0% for sugar). Below the graphs, there's a 'Basic Settings' panel and a 'Report' section containing detailed tables and notes about the data.

8

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添
価格交渉の申込み様式（例）

御見積書	○年○月○日																								
（発注者） 諸君	（受注者）																								
下記のことより、御見積もり申し上げます。																									
商品名（例：業務名、品番、件名）	見積日 年 月 日 有効期限 年 月 日																								
合計金額 円																									
内附 1 原材料価格（素材費、部品購入費等） (例) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単価</th><th>数量</th><th>金額</th><th>（備考）単価（円）/単価上昇率（%）</th></tr></thead><tbody><tr><td>材料・品並</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>...</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小計</td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			単価	数量	金額	（備考）単価（円）/単価上昇率（%）	材料・品並					...					小計	円							
	単価	数量	金額	（備考）単価（円）/単価上昇率（%）																					
材料・品並																									
...																									
小計	円																								
2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等） (例) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単価</th><th>絶使用量</th><th>販社向け売上比率</th><th>金額</th><th>（備考）単価上昇率（%）</th></tr></thead><tbody><tr><td>電気代</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>...</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小計</td><td>円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			単価	絶使用量	販社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）	電気代						...						小計	円				
	単価	絶使用量	販社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）																				
電気代																									
...																									
小計	円																								
3 労務費（定期昇給、ペースアップ、法定福利費等） (例1) <table border="1"><thead><tr><th>改定前の労務費総額</th><th>労務費の上昇額</th><th>販社向け売上比率</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>※改定前の支払い実績（定期昇給、ペースアップ、法定福利費等）に最低賃金・奉手労使交渉額等の上昇率を乗じて算出</td><td>円</td><td>%</td><td>円</td></tr></tbody></table> (例2) <table border="1"><thead><tr><th>現在の労務費</th><th>人数</th><th>労務費の上昇率</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>費用単価</td><td>人・日</td><td>人・日</td><td>円</td></tr><tr><td>小計</td><td>円</td><td>%</td><td>円</td></tr></tbody></table>		改定前の労務費総額	労務費の上昇額	販社向け売上比率	金額	※改定前の支払い実績（定期昇給、ペースアップ、法定福利費等）に最低賃金・奉手労使交渉額等の上昇率を乗じて算出	円	%	円	現在の労務費	人数	労務費の上昇率	金額	費用単価	人・日	人・日	円	小計	円	%	円				
改定前の労務費総額	労務費の上昇額	販社向け売上比率	金額																						
※改定前の支払い実績（定期昇給、ペースアップ、法定福利費等）に最低賃金・奉手労使交渉額等の上昇率を乗じて算出	円	%	円																						
現在の労務費	人数	労務費の上昇率	金額																						
費用単価	人・日	人・日	円																						
小計	円	%	円																						
4 その他 (例)設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等 小計 円																									

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
ENGLISH
サイト内検索

ホーム について 広報活動 独占禁止法 下請法（取締法） フリーランス法 スマホソフトウェア 競争促進法 CPBC (競争政策研究センター)
相談・申告・情報提供
手続等窓口

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

持続的な構造的上昇を実現するためには、特に我が国の労働の力を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取り組みの一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定しています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（本文）
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（PDF） (787 KB)
- 別添（価格交渉の申込み様式（例））.pdf (27 KB) [Download]
- 説明資料 (725 KB)
- （令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に関する動画



https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

9

全警協発第 21 号
令和 8 年 1 月 21 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

特定生産性向上設備等投資促進税制の周知について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

令和8年1月19日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警 察 庁

特定生産性向上設備等投資促進税制の周知について（依頼）

平素より警察行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの令和8年度税制改正にて、高付加価値な国内設備投資を推進する目的として、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設されました。

本税制の概略は、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウエア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができることとするものとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとするものです（所得税についても同様とする。）。

対象業種は「全ての業種」とされているため、警備業界においても適用要件を満たす案件であれば適用可能なものになります。

つきましては、経済産業省作成の周知資料を添付いたしますので、貴協会におかれましても、加盟事業者等への周知に御協力いただけますと幸いです。

以上

<令和8年度税制改正> 大胆な投資促進税制 (特定生産性向上設備等投資促進税制)

2026年1月
経済産業省 経済産業政策局

(留意事項)

本資料は、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）について早期に情報周知を行うことを目的として、令和8年度税制改正大綱の記載に基づいて整理しているため、今後情報が一部変更となる可能性があります。本税制を活用いただく際には常に最新の情報をご確認ください。

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）

(1) 目的：高付加価値な国内設備投資の推進

(2) 対象業種：全ての業種を対象

(3) 対象資産：

- 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）
- ROI水準：15%以上

(4) 措置内容：

- 即時償却または税額控除 7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除 4%）
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。

(5) 措置期間：

- 令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき法律の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

(6) 他の設備投資税制の適用：

- 本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の設備投資税制は適用しない。

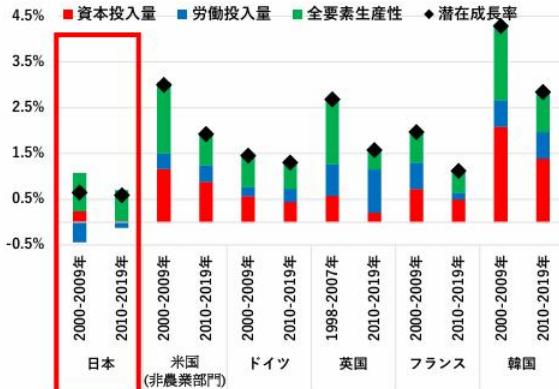
(7) 租税特別措置の不適用措置（ムチ税制）：

- 大企業については、対前年度の所得を上回る事業年度において、次のいずれかに該当する場合、本制度（繰越税額控除を除く）を適用しない。
 - (1) 繼続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率1%未満（従業員数2,000人超の場合等は2%未満）
 - (2) 国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下（従業員数2,000人超の場合等は40%以下）

官民投資目標と導入の背景

- 日本の潜在成長率は諸外国と比較して低く、資本投入量の差が大きな要因の一つ。
- 政府と経団連は、**2030年度に135兆円、2040年度に200兆円を目標と設定**。

潜在成長率の寄与度の比較（各期間の平均値）



(出所) 左図：内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」(2025年3月18日)、米国議会予算局「An Update to the Budget and Economic Outlook: 2019 to 2029」(2019年8月21日)、「The Budget and Economic Outlook: 2022 to 2032」(2022年5月25日)、ドイツ経済諮問委員会「SPRING REPORT 2024」(2024年5月15日)、英国予算責任局「Economic and fiscal outlook」(2022年11月16日及び2025年3月26日)、世界銀行「A Cross-Country Database of Potential Growth」(2023年3月27日)を基に作成。

設備投資に関する官民投資目標



米国 • 2025年7月に成立したOBBC法において、米国内での設備投資に対して即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加(建物は時限措置)。

ドイツ • 2025年7月に成立した減税法において、設備投資税率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定(実施後は24.9%)

2

高市内閣総理大臣記者会見（令和7年12月17日）

「強い経済」を構築することで、国民の皆様の今の暮らしや未来への不安を希望に変える、そのための成長戦略の肝は「危機管理投資」です。

「危機管理投資」とは、経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靭（きょうじん）化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え、先手を打って行う戦略的な投資です。世界共通の課題解決に資する製品・サービスやインフラを国内外の市場に展開できれば、更なる日本の経済成長につながります。補正予算では、必要な政策に早期に着手するため、頭出しとなる予算を約6.4兆円措置しました。令和8年度税制改正におきましても、**大胆な「投資促進税制」創設**など、成長に向けた税制を措置する方針です。令和8年度当初予算でも、「AI（人工知能）ロボティクスの汎用基盤モデル」の開発に対する支援など、戦略分野に対する支援の深掘りを行い、切れ目なく「危機管理投資」を推進していきます。

高市政権では、「日本成長戦略本部」を立ち上げ、17の戦略分野と8つの分野横断的課題を確定しました。17の戦略分野につきましては、複数年度の財源フレームに基づく枠組みや、大胆な**「投資促進税制」**を含む官公庁による調達や規制改革等による需要創出・拡大策を含む**「官民投資ロードマップ」**を来年夏までに策定します。事業者の予見可能性を高めることで、強力に民間投資を引き出していく必要があります。さらに、「新技術立国」に向け、宇宙やフュージョンエネルギーなどの、成長が見込まれ、かつ、研究開発の難易度が高い技術領域について、「研究開発税制」の深掘りを行う方針です。

3

高市内閣総理大臣 エコノミスト総会（令和7年12月23日）

私は、今の日本に必要なのは、行き過ぎた緊縮財政によって、国力を衰退させることではなくて、責任ある積極財政によって、国力を強くすることだと思います。今始めなきや間に合わない、そう思っております。

先週の金曜日に与党税制調査会で、令和8年度税制改正大綱が取りまとめられました。税制改正大綱では、『経済あっての財政』という方針に基づいて、大胆な『危機管理投資』、そして『成長投資』による力強い経済成長の実現に向けて、大きな歩みを踏み出しております。

近年、やはり見ておりますと 欧米各国において国内投資の促進策が強化されております。それに加えて、足元では、米国の関税措置の影響など、このサプライチェーンですか事業見通しに不確実性が生じていると。こうした中で、我が国も、同志国に見劣りしない水準の競争力ある事業環境整備を行う必要がございます。

その一つが、『大胆な投資促進税制』の創設です。『強い経済』を実現するための高付加価値型の設備投資、これを強力に後押しということになります。『大胆な投資促進税制』というのは、全業種を対象に、建物を含めた一定規模以上の高付加価値な設備投資に對して、『即時償却』、又は『税額控除 7パーセント』を利用可能とする制度です。

これは事業者の予見可能性に最大限配慮して、投資収益率や投資規模などの要件を満たす全ての事業者に広く利用していただけます。この税制の運用が可能となる投資は年間約4兆円を見込んでおります。

また、日本に強みがある技術の社会実装を進める、これすごく大事です。せっかくこんなにすごい技術があるので、これが製品になってない、サービスになってない、インフラになってない、もったいないと私は思ってます。ですから、そういう社会実装を進めて、あとは勝ち筋となる産業分野について、国際競争力の強化、人材育成に資する戦略的支援を進めていくということで、『新技術立国』を掲げております。

税制改正大綱には、『新技術立国』に向けて、量子や宇宙、フュージョンエネルギーなど、この成長が見込まれて、かつ、研究開発の難易度が高い技術領域について、『研究開発税制』を強化することも、盛り込んでいただいております。

企業におかれましては、これらの税制を活用して、国内設備投資、国内っていうのが肝心なところで、国内設備投資で、資本ストックの質を向上させて、供給能力を抜本的に強化していただくということを期待しております。

特に、投資促進税制を御利用いただくためには、『3年間の集中的な投資決定期間』内に投資判断を行う必要がございます。この3年間に投資決定に向けた動きを加速していただきたいと考えております。

また、こうした投資を通じて、将来の企業の収益改善や税収の向上を期待しております。

4

対象者・対象資産

- 青色申告書を提出する法人が、「生産等設備」を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、「特定生産性向上設備」に該当する設備を取得し、事業の用に供した場合に、本税制の適用対象となる。

適用 対象者

• 青色申告書を提出する法人

・但し、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。

- ① 繼続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2000人を超える場合には、2%以上）であること。
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の30%（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2000人を超える場合には、40%）を超えること。

対象資産

- ・「生産等設備」を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、「特定生産性向上設備」（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの

5

適用要件

- 本税制の適用を受けるための要件は以下の通り。
- 投資下限額（大企業：35億円以上、中小企業者等：5億円以上）を満たし、投資案件の投資収益率が15%以上と見込まれる案件である必要がある。

投資計画 に関する要件

本税制の対象となる「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること
- ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上であることが見込まれるものであること
- ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること
- ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること
- ⑤ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること

6

投資利益率の計算方法について

- 本税制について、投資利益率の要件を満たす設備が対象となり、当該要件を含めた投資計画の内容について経済産業大臣（経済産業局）が確認することとなる。

投資利益率の計算方法

- 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること。
- 投資利益率は、次の算式によって算定。

<計算式（調整中）>

営業利益 + 減価償却費※1

設備投資額※2

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

7

措置内容（税制インセンティブ）

- 本税制の適用を受ける場合、対象設備に対して、即時償却又は取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については4%）の税額控除の適用を選択することが可能となる。
- なお、税額控除を選んだ場合、当期法人税額の20%が控除上限となる。

設備の種類	取得価額	税額控除率
機械装置	一台又は一基の取得価額が <u>160万円以上</u> のもの	税額控除 <u>7%</u> or <u>即時償却</u>
工具 及び器具備品	それぞれ一台又は一基の取得価額が <u>120万円以上</u> のもの（それぞれ一台又は一基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）	税額控除 <u>7%</u> or <u>即時償却</u>
建物	一の取得価額が <u>1000万円以上</u> のもの	税額控除 <u>4%</u> or <u>即時償却</u>
建物附属設備 及び構築物	それぞれ一の取得価額が <u>120万円以上</u> のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）	税額控除 <u>4%</u> or <u>即時償却</u>
ソフトウェア	一の取得価額が <u>70万円以上</u> のもの（販売目的のソフトウェアは除く）	税額控除 <u>7%</u> or <u>即時償却</u>

8

（参考）利用が想定される事例

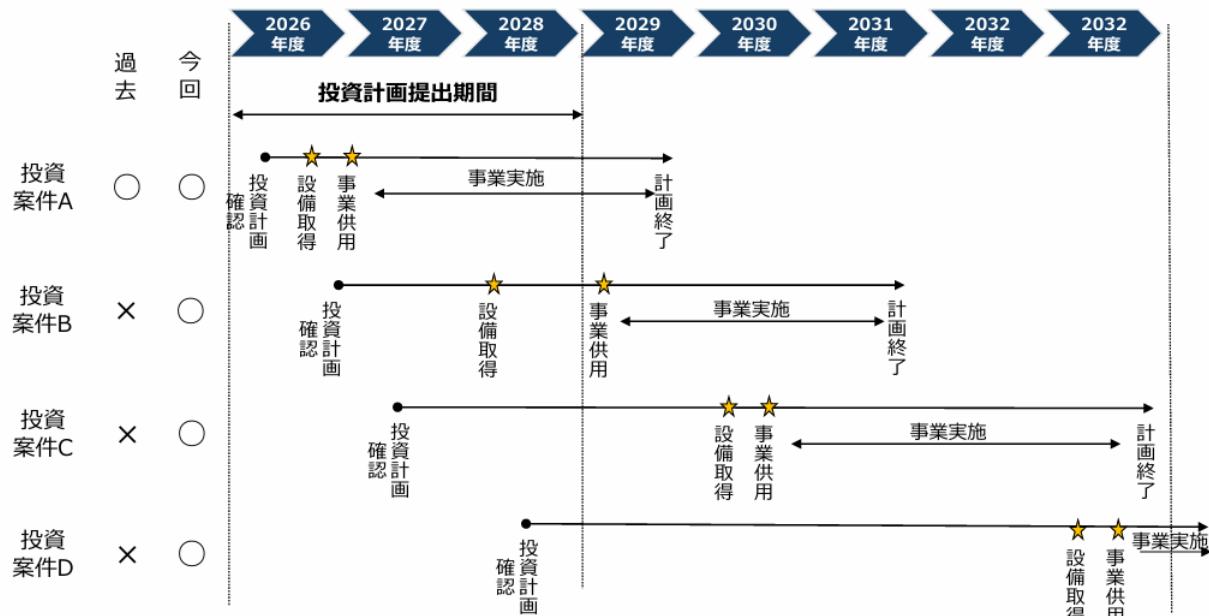
- 事業者は、対象資産毎に、即時償却又は税額控除を選択することが可能。

事例	（参考）利用が想定される事例			
	対象資産	詳細	投資額	税制インセンティブ
投資計画	建物	工場の建屋を新設	50億円	即時償却 (15億円のキャッシュフロー改善効果)
	機械装置	自社製品の生産拡大のための機械装置を導入	30億円	税額控除 7% (2.1億円の減税効果)
	ソフトウェア	製造ラインを自動制御するためのソフトウェアを導入	20億円	税額控除 7% (1.4億円の減税効果)
効果	100億円の設備投資に対して、 19億円 程度の税制インセンティブを発揮。			

9

措置期間

- 本税制は、**2029年（令和11年）3月までに経済産業大臣の確認を受け、確認の日から5年以内に事業に供する設備投資を対象**とするため、建設工事が長期化している大型設備投資にも適用が可能となる。



(注釈) 過去とは「生産性向上設備投資促進税制」、今回とは「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」を指す。

10

繰越控除など

- 改正産業競争力強化法の認定を受けた法人は、**最大3年間の繰越控除を行うことが可能**となる。
- なお、本税制の対象となる特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その**投資計画の期間中は、類似の設備投資税制の適用が制限**される。

繰越控除

控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に**予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人**（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。）で**予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できる**こととする。

他の税制との関係

本税制の対象となる特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その**投資計画の期間中においては、次の制度（②の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）の適用を受けることができない。**

- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**地域未来投資促進税制**）
- ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**中小企業経営強化税制**）
- ③ **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**

11